

奈良県公安委員会告示第3号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6年1月12日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

- 1 犯罪被害者等早期援助団体の名称
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
- 2 変更に係る事項
代表者の氏名
（変更前） 菊池 武之祐
（変更後） 北條 正 崇
- 3 変更年月日
令和5年12月18日